

住宅には

# 住宅用火災報知器の設置が義務付けられています！



住宅火災による死者の原因として「逃げ遅れ」の割合が高くなっています。また、住宅火災での死者の半数以上が65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化が進むにつれて、さらに増加が懸念されています。火災の早期発見に有効な住宅用火災報知器の設置が、消防法などにより義務付けられています。

## ○住宅用火災報知器設置義務の開始時期

新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から始まっています。

## ○住宅用火災報知器はどんなもの？

市販されている火災報知器は「煙式」と「熱式」の2種類があり、住宅火災の場合、煙が室内に伝わりやすいので「煙式」をお勧めします。



煙式



熱式

## ○購入する場合は？

「NSマーク」の付いた警報器を購入しましょう。機能やメーカーによりさまざまですが、規格適合品

は数千円から1万円程度で市内の電器店やホームセンターなどで販売されています。

※NSマークは、特殊法人日本消防検定協会が鑑定し、合格した製品に付いています。



## ○取り付け場所は？

- ・寝室への取り付けが義務付けられています。寝室が2階などの場合は、階段にも必要です。
- ・寝室が1階の場合は、階段や廊下への設置義務はありませんが、必要に応じて他の部屋にも設置すると安心です。

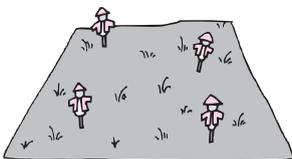
## 問い合わせ先

十和田地域広域事務組合消防本部予防課 (☎⑤4113)

## 十和田市普通財産（土地）売払いについて

土地の表示	登記地目	面積	売払最低価格
西十五番町465-5	宅地	271.12㎡	5,050,000円
西十五番町465-7	宅地	272.82㎡	5,080,000円
西十五番町465-12	宅地	273.60㎡	4,850,000円
西十五番町465-15	宅地	272.84㎡	4,830,000円
西十五番町465-16	宅地	272.85㎡	4,830,000円
西十五番町465-17	宅地	272.86㎡	4,830,000円
沢田字種井沢18-2 277-1、277-2、 277-3	田	2,478.00㎡	1,120,000円

※目印として、現地に「のぼり旗」を立てます。



■**売払い方法** 最低価格公表による一般競争入札

■**公告場所** 市役所・十和田湖支所掲示場

■**現場説明会** 11月11日(火) 午前10時  
それぞれの売払い場所

### ■入札参加受付期間・場所

11月11日(火) 午後1時～5時

11月12日(水)～20日(木) 午前8時30分～午後5時  
(土・日曜日を除く)

管財課(市役所新館2階)

※入札参加の申し込みをしないと入札に参加できません。

■**入札月日・場所** 11月26日(水) 午前10時

市役所新館4階第4会議室

※詳細は現地で説明しますので、入札参加予定者は現地説明会に参加してください。現地への道順は、管財課で地図を配布しています。詳しくは市ホームページでご確認ください。

### 市ホームページアドレス

<http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/>

### 問い合わせ先

管財課管財係

(☎⑤5111内線151)